

船教総第995号

平成21年 9月24日

船橋市監査委員 様

船橋市教育委員会

委員長 篠田好造

平成20年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて（通知）

平成21年2月23日付で船橋市包括外部監査人から提出された平成20年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知致します。

なお、包括外部監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見に対しては必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しています。

措置状況報告(教育員会)

保健体育課1/4

ページ	区分	事項	現在の状況	今後の方針
78	意見	災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、契約に係る児童生徒等の保護者から掛金のうち政令で定める範囲内で定める額を徴収することが規定されているが、市は保護者から掛金を徴収していない。受益者負担の観点からも一定率の徴収を行うことを検討する必要がある。	保護者負担率分の徴収については、「学校管理下における児童生徒の不測なけがや疾病及び賠償責任に対して、市が必要な保障を行う」、「この制度や保検加入により、不測の事故等災害に対して保護者の経済的負担を軽減し、安心して学校生活を送れる」等の理由から全額を市が負担している。	今後、他市町村の状況把握等も含め、研究していく必要があると考える。
78	意見	災害共済給付の申請について、保護者からの申請の遅延や記載内容の不備等により申請遅延が発生していることから、保護者への説明を行う機会を設ける等して申請を可能な限り早く行ってもらうことを図るとともに、学校において簡単な記載誤りは発見できるようなチェックが行える体制を構築することを、検討する必要がある。	保護者に対しては、児童・生徒の入学時に文書を配付し災害共済給付制度の周知を図るようにしている。また、養護教諭に対しては、4月に事務処理上の注意点を文書にて配付し誤記載のないよう説明している。申請の遅延については、必要に応じて、随時、養護教諭と連絡を取り合っている。	引き続き、速やかに保護者へ申請書類を渡し、翌月になっても提出されない場合は、申請の意思の有無や受診状況等について連絡を密にしていく。書類については、提出前に学校の管理職が確認する体制を整えたい。
78	意見	各学校から提出される災害報告書は医療等の状況とともに市へ郵送されているが、電子化により早期提出を行うことも可能になることから、電子決裁・送信が行えるようなシステムを構築することも長期的に検討する必要がある。	監査時点と同じ	市内外の医療機関が記入する「医療等の状況」は紙媒体であり、また、保健室が有線ラン化されていない中学校もあるため、現段階ではオンライン化は難しい。また、今後も、災害報告書は公印を押印し、校長の責任において提出することが必要であると考え。

措置状況報告(教育員会)

文化課2/4

ページ	区分	事項	現在の状況	今後の方針
66	意見	スクエア21はオープンから15年近く経過しており、管理組合が適切な維持管理を行えるよう、大規模修繕計画の計画策定を急がせる必要があると考えられる。	監査時点と同じ	スクエア21管理組合では、本年度に長期修繕計画を策定する予定である。
66	意見	スクエア21の修繕積立金について、市は積立金を拠出していないことから、実際に大規模修繕で管理組合が修繕積立金を支出した年度に修繕積立金相当額を一括して支払う必要が生じるため、一定額を積立金として拠出していくことが望ましいと考える。	監査時点と同じ	今後は、その計画に基づき本市が支払う金額を把握し、必要により修繕積立金の積立等を検討する。

措置状況報告(教育員会)

中央図書館3/4

ページ	区分	事項	現在の状況	今後の方針
74	意見	ライブ2000の管理組合に対して、資金運用や不足が見込まれる修繕積立金の埋め合わせをどうするか、また、管理費の削減提案ができないか等、組合員として意見を述べていくことも重要と考えられる。	理事会等の中で契約や工事の発注についての見直しや提案等の意見交換を行っている。	引き続き、理事会等の中で契約や工事の発注についての見直しや提案等の意見交換を行っている。
74	意見	駐車場料金は申請すれば2時間まで無料であるが、利用者に応分の負担を求めることを検討すべきである。	監査時点と同じ	市として、公共施設に付随する駐車場の使用料等の方針が策定されれば、その方針に基づく措置を講ずる。

ページ	区分	事項	現在の状況	今後の方針
68	意見	フェイスビルの管理組合に対して、資金運用や管理費の削減提案等、組合員として発言していくことが重要と考えられる。	現在は月に1回店舗部会、理事会が開かれており、市の代表として都市整備課が出席しており、市としての意見も都市整備が代表して述べている。	市として管理組合への要望は、総合窓口センター、きららホール、都市整備課が協議、とりまとめし、都市整備課が市の代表として理事会に出席するとともに、各施設の意見を管理組合に反映させる。
70	意見	市民文化創造館全体の(直営のための人件費も含めた)維持管理コストを見積もり、そのうち、ある程度実際の利用者が負担するような料金体系にできないか、検討が必要と考えられる。	監査時点と同じ	市民が安価で安心して使用できる場と時間の提供という役割とともに、行政を取り巻く環境の変化から採算性も求められており、今後は長期的なビジョンにたち計画的な料金体系の見直しを図る。
71	意見	市民文化創造館は直営事業として行われているが、ふなばし行政サービス改善プランを踏まえ、現状の運営形態以外の選択肢を検討することも重要と考えられる。	現在検討しているふなばし行政サービス改善プランを踏まえ、運営形態の検討を開始した。	公立文化施設は娯楽を目的としたものではなく、また、施設管理だけでは成立しない分野である。現状の運営形態以外の選択肢を検討するにあたっては、前提になる公立文化施設のあり方を示すことが重要であり、協議をすすめていく。